

自賠責保険普通保険約款の一部変更について

平成22年1月

自賠責保険約款における保険法対応の概要

現行商法第2編第10章（第629条～第683条）の保険契約に関する規定は、明治32年に制定されて以降、約100年間実質的な改正が行われていなかった。そこで、社会経済情勢の変化にかんがみ、保険契約者等の保護など規定内容の現代化を行うとともに表記の現代用語化を行った新たな保険契約に関する単行法（「保険法」）が公布され、これにあわせて、自賠法の一部を改正する関係整備法が公布された（平成20年6月6日公布・平成22年4月1日施行）。

保険法（平成20年法律56号）

□ 保険契約者等の保護

- 契約締結時の告知についてのルールを整備
 - ・告知義務を保険者からの質問に応答する義務に変更
 - ・保険募集人による告知妨害等があった場合のルールを明記
- 保険給付の履行期についての規定を新設
適正な保険金の支払に必要な調査のための合理的な期間が経過した時から保険者は履行遅滞の責任を負担
- 片面的強行規定の導入
保険法の規定よりも保険契約者等に不利な内容の約款の定めを無効とする規定を新設
- 請求権代位について『差額説』を採用
- 保険金請求権の時効を『3年』に延長

□ 責任保険における被害者優先権の確保

- 被保険者が倒産した場合でも、被害者が保険金から優先的に損害の回復を受けられるようにするため先取特権の規定を新設

□ モラルリスクの防止

- 重大な事由があった場合に保険者が契約を解除できる旨の規定を新設

□ 共済契約にも適用範囲を拡大

自賠法（昭和30年法律97号）

- 保険法の告知義務の規定等に対応した所要の改正
- 自賠法に定めがある場合のほかは、保険法第1章（総則）、第2章（損害保険（傷害疾病損害保険を除く。））および第5章（雑則）の規定による。
 - ※ その他被害者の損害賠償額請求、保障事業への損害てん補請求の支払時期および時効について手当

自賠責保険約款における対応

告知義務

- ▶ 『質問応答義務』であることを明確化※
 - ※ 告知の対象は、自動車の登録番号等および自動車の種別（自賠法第20条）

保険金の支払時期

- ▶ 保険金請求に必要な書類・証拠（交通事故証明書、診療報酬明細書等）を明示し、履行期の起算点を明確化（保険金請求手続完了日）
- ▶ 保険金の支払に必要な確認事項（事故発生状況、事故と損害との関係等）を明示し、保険金請求手続完了日から30日以内に確認を終え、保険金を支払う旨を規定
- ▶ 特別な照会・調査が必要な場合について照会・調査内容（警察、医療機関への照会等）に応じた履行期を規定

請求権代位

- ▶ 『差額説』の趣旨を明確化※
 - ※ 損害の全額に対して保険金が支払われない場合は、被保険者は、事故により取得した債権により、保険金が支払われなかった損害について優先して弁済を受けるものとする。

先取特権

- ▶ 損害賠償請求権者の先取特権について明確化
 - ※ これにあわせ、被害者の損害賠償額請求権についても明確化

自動車損害賠償責任保険普通保険約款の一部変更

(1) 変更理由

商法の保険契約に関する規定（第2編第10章 第629条から第683条まで）について、保険契約者の保護に資するための規定の整備等が行われ新たに保険法として制定されるとともに、保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律により、自動車損害賠償保障法（以下「自賠法」という。）の一部が改正された（平成22年4月1日施行）。このため、損害保険会社の自動車損害賠償責任保険普通保険約款（以下「約款」という。）について、これらに対応したものに変更を行う必要がある。

(2) 変更内容

① 告知義務に関する事項

保険法において保険契約者等の告知義務が自発的申告義務から質問応答義務（保険会社が告知を求めた事項が告知の対象となる旨の規定）に変更されたこと等に伴い、所要の変更を行う。（約款第5条関係）

② 保険給付の履行期に関する事項

保険法において保険給付の履行期に関する規定（期限の定めがある場合には保険給付を行うために確認をすることが保険契約上必要とされる事項の確認をするための合理的な期間の経過時を保険給付の履行期とする等）が新設されたことに伴い、変更を行う。

具体的には、保険金を支払うために確認を行うことが必要となる事項を明示するとともに、保険金請求手続が完了した日から、30日以内にこれらの事項の確認を終え保険金を支払い、特別な照会または調査が不可欠となる場合にはその照会または調査に応じた期間を経過する日までに保険金を支払う旨の規定に変更する。（約款第15条関係）

③ 請求権代位に関する事項

保険法において請求権代位について差額説（保険者が保険給付を行うことで被保険者が第三者に対して有する権利を取得する場合、被保険者保護の観点から利得が生じない範囲において被保険者に引き続き権利が帰属するという考え方）によることが明確化されたことに伴い、所要の変更を行う。（約款第20条関係）

④ 先取特権に関する事項

保険法において損害賠償請求権者の先取特権に関する規定（損害賠償請求権者は被保険者の保険金請求権に対する先取特権を有する等）が新設されたことに伴い、約款上も明確化する。（約款第21条関係）

また、被害者保護に関する権利を明確化する観点から、自賠法第16条に基づく被害者の損害賠償額請求権を規定する。（約款第16条関係）

⑤ その他

保険法および民法、ならびに現行実務との整合を図るため、所要の変更を行う。

自動車損害賠償責任保険普通保険約款 新旧比較

改定案	現 行	備 考
<p style="text-align: center;">自動車損害賠償責任保険普通保険約款 (平成×年×月×日改正)</p> <p>(責任の範囲) 第1条 当社は、自動車損害賠償責任保険証明書（以下「証明書」といいます。）記載の自動車（以下「被保険自動車」といいます。）の日本国内（日本国外における日本船舶内を含みます。）における運行によって他人の生命または身体を害すること（以下「事故」といいます。）により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この約款の条項に従い、保険金を支払います。</p> <p>(定義) 第2条 この約款において「自動車」、「運行」、「保有者」または「運転者」とは、それぞれ自動車損害賠償保障法（以下「法」といいます。）第2条に規定する自動車、運行、保有者または運転者をいいます。 2 この約款において「被保険者」とは、被保険自動車の保有者およびその運転者をいいます。</p> <p>(損害の範囲および責任の限度) 第3条 第1条（責任の範囲）の損害は、被保険者が被害者に支払った損害賠償金および被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送、診察、治療または看護の費用とします。 2 当社が支払うべき保険金（第1条の規定による保険金をいいます。以下同様とします。）の額は、自動車損害賠償保障法施行令第2条に定める保険金額（以下「保険金額」とい</p>	<p style="text-align: center;">自動車損害賠償責任保険普通保険約款 (平成17年2月7日改正)</p> <p>(責任の範囲) 第1条 当社は、自動車損害賠償責任保険証明書（以下「証明書」といいます。）記載の自動車（以下「被保険自動車」といいます。）の日本国内（日本国外における日本船舶内を含みます。）における運行によって他人の生命または身体を害すること（以下「事故」といいます。）により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この約款の条項に従い、保険金を支払います。</p> <p>(定義) 第2条 この約款において「自動車」、「運行」、「保有者」または「運転者」とは、それぞれ自動車損害賠償保障法（以下「法」といいます。）第2条に規定する自動車、運行、保有者または運転者をいいます。 2 この約款において「被保険者」とは、被保険自動車の保有者およびその運転者をいいます。</p> <p>(損害の範囲および責任の限度) 第3条 第1条（責任の範囲）の損害は、被保険者が被害者に支払った損害賠償金および被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送、診察、治療または看護の費用とします。 2 当社が支払うべき保険金（第1条の規定による保険金をいいます。以下同様とします。）の額は、自動車損害賠償保障法施行令第2条に定める保険金額（以下「保険金額」とい</p>	

改定案	現 行	備 考
<p>います。)を限度とします。ただし、法第16条第1項の規定による損害賠償額(以下「損害賠償額」といいます。)の支払がある場合には、保険金と損害賠償額の合計額について、保険金額を限度とします。</p> <p>(保険責任の始期および終期) 第4条 当社の保険責任は、保険契約が成立した時に始まり、保険期間の末日の午前12時に終わります。ただし、あらかじめ、保険契約者の意思により、保険期間の始期が定められた場合は、当社の保険責任は、その時に始まり、保険期間の末日の午前12時に終わります。</p> <p>(告知義務) 第5条 <u>保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、当社が告知を求めた法第20条に規定する事項(以下この条において「告知事項」といいます。)</u>について、<u>当社に事実を正確に告げなければなりません。</u></p> <p>2 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは不実のことを告げたときは、<u>保険契約者に対する書面による通知をもって、保険契約を解除することができます。</u>ただし、当社がその事実を知りまたは過失によってこれを知らなかったときは、この限りではありません。</p> <p>3 前項本文の規定は、保険契約者または被保険者が書面をもってその訂正を申し出て当社がこれを承認した後、または当社が解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合もしくは保険契約締結の時から5年を経過した場合は、これを適用しません。</p>	<p>います。)を限度とします。ただし、法第16条第1項の規定による損害賠償額(以下「損害賠償額」といいます。)の支払がある場合には、保険金と損害賠償額の合計額について、保険金額を限度とします。</p> <p>(保険責任の始期および終期) 第4条 当社の保険責任は、保険契約が成立した時に始まり、保険期間の末日の午前12時に終わります。ただし、あらかじめ、保険契約者の意思により、保険期間の始期が定められた場合は、当社の保険責任は、その時に始まり、保険期間の末日の午前12時に終わります。</p> <p>(告知義務) 第5条 当社は、保険契約締結の際、保険契約者が悪意または重大な過失によって法第20条に規定する事項について事実を告げずまたは不実のことを告げたときは、<u>証明書記載の保険契約者の住所にあてた書面による通知をもって、保険契約を解除することができます。</u>ただし、当社がその事実を知りまたは過失によってこれを知らなかったときは、この限りではありません。</p> <p>2 前項本文の規定は、保険契約者または被保険者が書面をもってその訂正を申し出て当社がこれを承認した後、または当社が解除の原因を知った時から<u>保険契約を解除しないでその日を含めて1月以上を経過した場合は、これを適用しません。</u></p>	<p>○保険法第4条における告知義務の質問応答義務への変更および自賠法第20条の改正に伴い、告知の総則規定を新設し、告知義務者に被保険者を追加</p> <p>○用語の整合〔保険法第28条〕</p> <p>○解除通知は「保険契約者に対する通知」をもって行うことを明確化</p> <p>○用語、表現の整合〔保険法第28条〕</p> <p>○長期除斥期間(5年)を追加〔保険法第28条〕</p>

改定案	現 行	備 考
<p>4 第2項の解除は、保険契約者が解除の通知を受けた日から起算して7日の後に、将来に向かってその効力を生じます。</p> <p>5 当社は、前項の規定により解除の効力が生ずる日前に生じた事故により保険金または損害賠償額を支払ったときは、保険契約者に対してその支払った金額の支払を請求することができます。</p> <p>6 当社は、第1項の規定により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を訂正する必要があるときは、保険料の差額を返還し、または請求します。</p> <p>(通知義務) 第6条 保険契約締結の後、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。</p> <p>(1) 法第20条に規定する事項について変更したとき。</p> <p>(2) 被保険自動車が法第10条に規定する自動車となったとき。</p> <p>(3) その他証明書記載事項について変更したとき。</p> <p>2 前項第1号の変更の通知があった場合または当社が通知なくしてその事実を知った場合において、危険が増加または減少したときは、当社は、危険が増加または減少した日から起算し日割によって計算した未経過期間に対する保険料と、新たな危険に対応する責任保険（法第5条に規定する責任保険をいいます。以下同様とします。）の契約で保険期間を同じくするものの保険料（当該保険期間の開始後に保険</p>	<p>3 第1項の解除は、保険契約者が解除の通知を受けた日から起算して7日の後に、将来に向かってその効力を生じます。</p> <p>4 当社は、前項の規定により解除の効力が生ずる日前に生じた事故により保険金または損害賠償額を支払ったときは、保険契約者に対してその支払った金額の支払を請求することができます。</p> <p>5 当社は、第2項の承認をする場合において、保険料を訂正する必要があるときは、保険料の差額を返還し、または請求します。</p> <p>6 保険契約締結の際、被保険者であって保険契約者以外の者の悪意または重大な過失により、保険契約者が自己に過失がなく<u>法第20条に規定する重要な事項について事実を告げずまたは不実のことを告げた場合は、前各項の規定を準用します。</u></p> <p>(通知義務) 第6条 保険契約締結の後、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に書面で通知しなければなりません。</p> <p>(1) 法第20条に規定する事項について変更したとき。</p> <p>(2) 被保険自動車が法第10条に規定する自動車となったとき。</p> <p>(3) その他証明書記載事項について変更したとき。</p> <p>2 前項第1号の変更の通知があった場合または当社が通知なくしてその事実を知った場合において、危険が増加または減少したときは、当社は、危険が増加または減少した日から起算し日割によって計算した未経過期間に対する保険料と、新たな危険に対応する責任保険（法第5条に規定する責任保険をいいます。以下同様とします。）の契約で保険期間を同じくするものの保険料（当該保険期間の開始後に保険</p>	<p>○契約者等からの申し出の有無に関らず、保険料を追徴または返還する規定に変更</p> <p>○第1項において告知義務者に被保険者を追加したことに伴い第6項を削除</p> <p>○保険契約者等からの意思表示は書面によらなくても有効であることを明確化</p>

改定案	現 行	備 考
<p>料の変更があった場合には、変更前の保険料)のうち、同一日数につき日割計算により算出した保険料との差額を返還し、または請求します。ただし、返還または請求すべき金額に10円未満の端数があるとき、またはその全額が100円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てます。</p> <p>3 保険期間中に危険が増加した後に事故が発生し、当社が保険金または損害賠償額を支払った場合において、保険契約者または被保険者が第1項第1号の変更の通知を怠っていたときは、当社は、保険契約者に対してその支払った金額の支払を請求することができます。ただし、当社の請求により、事故の発生前に前項に規定する保険料の支払をしたときは、この限りではありません。</p> <p>(事故の発生)</p> <p>第7条 事故が発生したことを知った場合は、保険契約者または被保険者は、次のことを履行しなければなりません。</p> <p>(1) 次の事項を遅滞なく、書面で当社に通知すること。</p> <p>イ 事故発生の日時、場所、その状況、被害者の住所、氏名、年齢および職業</p> <p>ロ イに掲げる事項について証人となる者があるときはその者の住所および氏名</p> <p>ハ 損害賠償の請求を受けたときはその内容</p> <p>(2) 前号の書類のほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものの提出を求めた場合には、遅滞なく、これを提出すること。</p> <p>(3) 他人に損害賠償の請求をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすることその他損害の発生および拡大の防止に努めること。</p>	<p>料の変更があった場合には、変更前の保険料)のうち、同一日数につき日割計算により算出した保険料との差額を返還し、または請求します。ただし、返還または請求すべき金額に10円未満の端数があるとき、またはその全額が100円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てます。</p> <p>3 保険期間中に危険が増加した後に事故が発生し、当社が保険金または損害賠償額を支払った場合において、保険契約者または被保険者が第1項第1号の変更の通知を怠っていたときは、当社は、保険契約者に対してその支払った金額の支払を請求することができます。ただし、当社の請求により、事故の発生前に前項に規定する保険料の支払をしたときは、この限りではありません。</p> <p>(保険事故の発生)</p> <p>第7条 保険事故またはその原因となるべき事実が発生したことを知った場合は、保険契約者または被保険者は、次のことを履行しなければなりません。</p> <p>(1) 次の事項を遅滞なく、書面で当社に通知すること。</p> <p>イ 保険事故の原因となるべき事実発生の日時、場所、その状況、被害者の住所、氏名、年齢および職業</p> <p>ロ イに掲げる事項について証人となる者があるときはその者の住所および氏名</p> <p>ハ 損害賠償の請求を受けたときはその内容</p> <p>(2) 前号の書類のほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものの提出を求めた場合には、遅滞なく、これを提出すること。</p> <p>(3) 他人に損害賠償の請求をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすることその他損害の防止および軽減のための必要な一切の手段を講ずること。</p>	<p>○用語、表現の整合〔保険法第13条〕</p>

改定案	現 行	備 考
<p>(4) 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく、書面により当会社に通知すること。</p> <p>2 当社は、前項第3号の<u>ために必要または有益であった費用</u>は、第3条（損害の範囲および責任の限度）第1項に規定する損害の額と合算し、保険金額を限度として保険金を支払います。ただし、損害賠償額の支払がある場合には、保険金と損害賠償額の合計額について、保険金額を限度とします。</p> <p>(訴訟等の費用)</p> <p>第8条 第1条（責任の範囲）の損害に関し、被保険者と被害者との間の争いが生じた場合、当社は、被保険者が支出する訴訟、和解または調停等に関する一切の費用を負担しません。</p> <p>(取消し)</p> <p><u>第9条 保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、保険契約を取り消すことができます。</u></p> <p>(解除)</p> <p>第10条 保険契約者は、被保険自動車が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、当社に対する書面による通知をもって保険契約を解除することができます。</p> <p>(1) 登録自動車について、道路運送車両法第15条、第15条の2または第16条の規定により、それぞれ永久抹消登録、輸出抹消仮登録または一時抹消登録を受けた場合</p> <p>(2) 軽自動車または二輪の小型自動車について、使用を廃止し、車両番号標を運輸監理部長、運輸支局長または軽自動車検査協会に提出した場合</p> <p>(3) 小型特殊自動車または原動機付自転車について、使用を</p>	<p>(4) 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく、書面により当会社に通知すること。</p> <p>2 当社は、前項第3号の<u>場合において要した費用</u>は、第3条（損害の範囲および責任の限度）第1項に規定する損害の額と合算し、保険金額を限度として保険金を支払います。ただし、損害賠償額の支払がある場合には、保険金と損害賠償額の合計額について、保険金額を限度とします。</p> <p>(訴訟等の費用)</p> <p>第8条 第1条（責任の範囲）の損害に関し、被保険者と被害者との間の争いが生じた場合、当社は、被保険者が支出する訴訟、和解または調停等に関する一切の費用を負担しません。</p> <p>(無効)</p> <p><u>第9条 保険契約締結の際、保険契約に関し、保険契約者または被保険者に詐欺の行為があった場合は、保険契約は無効とします。</u></p> <p>(解除)</p> <p>第10条 保険契約者は、被保険自動車が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、当社に対する書面による通知をもって保険契約を解除することができます。</p> <p>(1) 登録自動車について、道路運送車両法第15条、第15条の2または第16条の規定により、それぞれ永久抹消登録、輸出抹消仮登録または一時抹消登録を受けた場合</p> <p>(2) 軽自動車または二輪の小型自動車について、使用を廃止し、車両番号標を運輸監理部長、運輸支局長または軽自動車検査協会に提出した場合</p> <p>(3) 小型特殊自動車または原動機付自転車について、使用を</p>	<p>○用語、表現の整合〔保険法第23条〕</p> <p>○民法との整合から詐欺無効を詐欺・強迫取消しに変更</p>

改定案	現 行	備 考
<p>廃止し、標識を特別区または市町村の長に提出した場合</p> <p>(4) 臨時運行の許可を受けた自動車について、臨時運行許可番号標を当該行政庁に返納した場合</p> <p>(5) 回送運行の許可を受けた自動車について、回送運行許可番号標を運輸監理部長または運輸支局長に返納した場合</p> <p>(6) 臨時運転番号標の貸与を受けた軽自動車について、その番号標を運輸監理部長または運輸支局長に返還した場合</p> <p>(7) 関税法第67条の輸出の許可を受けた場合</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当会社は<u>保険契約者に対する書面による通知</u>をもって、保険契約者は当会社に対する書面による通知をもって、それぞれ保険契約を解除することができます。</p> <p>(1) 第6条（通知義務）第1項第2号に規定する事実が生じた場合</p> <p>(2) 被保険自動車について他に責任保険の契約または責任共済（法第5条に規定する責任共済をいいます。以下同様とします。）の契約が締結されており、かつ、その契約の保険期間または共済期間の終期がこの保険契約の保険期間の終期と同一であるかその終期より遅いものである場合</p> <p>3 前各項の解除は、将来に向かってのみその効力を生じません。</p> <p>4 保険契約者は、第1項および第2項による解除または第5条（告知義務）<u>第2項</u>による解除の場合は、被保険自動車^が保険標章の交付を受けている自動車であるときは証明書および保険標章を、その他の自動車であるときは証明書を当会社へ返納しなければなりません。</p> <p>（保険契約者の権利および義務の承継）</p> <p>第11条 被保険自動車^が譲渡された場合において、譲受人またはその指定する者が保険契約者の権利および義務を承継</p>	<p>廃止し、標識を特別区または市町村の長に提出した場合</p> <p>(4) 臨時運行の許可を受けた自動車について、臨時運行許可番号標を当該行政庁に返納した場合</p> <p>(5) 回送運行の許可を受けた自動車について、回送運行許可番号標を運輸監理部長または運輸支局長に返納した場合</p> <p>(6) 臨時運転番号標の貸与を受けた軽自動車について、その番号標を運輸監理部長または運輸支局長に返還した場合</p> <p>(7) 関税法第67条の輸出の許可を受けた場合</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当会社は<u>証明書記載の保険契約者の住所にあてた書面による通知</u>をもって、保険契約者は当会社に対する書面による通知をもって、それぞれ保険契約を解除することができます。</p> <p>(1) 第6条（通知義務）第1項第2号に規定する事実が生じた場合</p> <p>(2) 被保険自動車について他に責任保険の契約または責任共済（法第5条に規定する責任共済をいいます。以下同様とします。）の契約が締結されており、かつ、その契約の保険期間または共済期間の終期がこの保険契約の保険期間の終期と同一であるかその終期より遅いものである場合</p> <p>3 前各項の解除は、将来に向かってのみその効力を生じません。</p> <p>4 保険契約者は、第1項および第2項による解除または第5条（告知義務）<u>第1項もしくは同条第6項</u>による解除の場合は、被保険自動車^が保険標章の交付を受けている自動車であるときは証明書および保険標章を、その他の自動車であるときは証明書を当会社へ返納しなければなりません。</p> <p>（保険契約者の権利および義務の承継）</p> <p>第11条 被保険自動車^が譲渡された場合において、譲受人またはその指定する者が保険契約者の権利および義務を承継</p>	<p>○解除通知は「保険契約者に対する通知」をもって行うことを明確化</p>

改定案	現 行	備 考
<p>することを保険契約者と約し、当社が保険契約者および譲受人またはその指定する者からその旨の通知を受けたときは、保険契約者の権利および義務を承継することが約された時からこれについて当社の承認があったものとみなします。</p> <p>(保険料の変更) 第12条 保険契約の成立後において、保険期間の開始以前に保険契約に対応する保険料の変更があったときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還し、または請求します。</p> <p>(保険料の返還) 第13条 第9条(取消し)の規定により、当社が保険契約を取り消した場合には、当社は、<u>保険料を返還しません。</u></p> <p>2 当社は、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失による保険契約の失効の場合または第5条(告知義務)第2項および第10条(解除)の解除の場合(第10条第2項の規定により当社が解除した場合を除きます。)には、未経過期間に対して当社の定める解約保険料表による保険料を保険契約者に返還します。</p> <p>3 前項の場合を除き、当社は、失効の場合にはその翌日から起算し未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を保険契約者に返還します。</p> <p>4 当社のみ の責に帰すべき事由により保険契約が解除された場合および当社が第10条(解除)第2項の規定により保険契約を解除した場合には、当社は、前項の規定により計算した保険料を保険契約者に返還します。</p>	<p>することを保険契約者と約し、当社が保険契約者および譲受人またはその指定する者からその旨の通知を受けたときは、保険契約者の権利および義務を承継することが約された時からこれについて当社の承認があったものとみなします。</p> <p>(保険料の変更) 第12条 保険契約の成立後において、保険期間の開始以前に保険契約に対応する保険料の変更があったときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還し、または請求します。</p> <p>(保険料の返還および請求) 第13条 当社は、<u>保険契約者または被保険者の故意または重大な過失による保険契約の無効の場合には、全保険期間に対する保険料の全額を請求する権利を失わず、また、すでに受け取った保険料は、これを返還しません。</u></p> <p>2 当社は、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失による保険契約の失効の場合または第5条(告知義務)第1項および第10条(解除)の解除の場合(第10条第2項の規定により当社が解除した場合を除きます。)には、未経過期間に対して当社の定める解約保険料表による保険料を保険契約者に返還します。</p> <p>3 前2項の場合を除き、当社は、<u>保険契約が無効の場合には保険料の全額を、失効の場合にはその翌日から起算し未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を</u>保険契約者に返還します。</p> <p>4 当社のみ の責に帰すべき事由により保険契約が解除された場合および当社が第10条(解除)第2項の規定により保険契約を解除した場合には、当社は、前項の規定により計算した保険料を保険契約者に返還します。</p>	<p>○第9条の変更に伴い、保険料返還方法を規定</p>

改定案	現 行	備 考
<p>(保険金の請求)</p> <p>第14条 被保険者が保険契約に基づいて保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。</p> <p>(1) 保険金請求書</p> <p>(2) 印鑑証明書等、保険金の請求者が本人であることの証明資料</p> <p>(3) 公の機関が発行する交通事故証明書</p> <p>(4) 事故発生状況報告書</p> <p>(5) 死亡に関して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を証明する書類、その他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類および戸籍</p> <p>(6) 後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を証明する書類およびその他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類</p> <p>(7) 傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、診療(調剤)報酬明細書もしくはそれに類する領収書、休業損害の額、通院費の額を証明する書類およびその他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類</p> <p>(8) 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払があったことを証明する書類</p> <p>2 当社は、事故の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、前項に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。</p>	<p>(保険金の請求)</p> <p>第14条 被保険者が保険契約に基づいて保険金の支払を請求する場合は、被保険者と被害者との間に第3条(損害の範囲および責任の限度)第1項に規定する損害の額が確定した日の翌日から起算して30日以内または当社が承認した猶予期間内に、損害賠償金の支払を証明する書類その他当社が必要とする書類を添えて、保険金請求書を当社に提出しなければなりません。</p>	<p>○第15条の変更に伴い、保険給付の履行期の起算点を明確化する観点から保険金の請求書類を明示</p> <p>○調査協力義務の規定を追加</p>

改定案	現 行	備 考
<p>3 当社は、特に必要があると認めるときは、当社の指定する医師の診断書の提出を求めることができます。この場合において、必要な費用は、当社が負担します。</p> <p>(保険金の支払)</p> <p>第15条 当社は、被保険者が前条第1項の手続を完了した日(以下この条において「請求完了日」といいます。)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。</p> <p>(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実</p> <p>(2) 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無</p> <p>(3) 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容</p> <p>(4) 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無</p> <p>(5) 前各号のほか、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権およびすでに取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項</p> <p>2 前項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、同項の規定にかかわらず、当社は、請求完了日からその日を含めて次の各号に掲げる日数(複数に該当するときは、そのうち最長の日数)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとしします。</p>	<p>2 当社は、特に必要があると認めるときは、当社の指定する医師の診断書の提出を求めることができます。この場合において、必要な費用は、当社が負担します。</p> <p>(保険金の支払)</p> <p>第15条 当社は、前条の請求を受けた日からその日を含めて30日以内に保険金を支払います。ただし、当社がこの期間内に必要な調査を終えることができないときは、これを終えた後、遅滞なく保険金を支払います。</p>	<p>○保険法第21条において保険給付の履行期が規定されたことに伴う手当</p> <p>○保険金を支払うために必要な確認事項を明確化し、請求完了日を起算日として30日以内に必要な確認を終え保険金を支払う旨規定</p> <p>○第1項の確認のために不可欠となる特別な照会または調査を列挙し、それぞれの照会または調査に応じた期間を経過する日までに保険金を支払う旨を規定</p>

改定案	現 行	備 考
<p>(1) 前項第1号から第4号までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。） 180日</p> <p>(2) 前項第1号から第4号までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日</p> <p>(3) 前項第3号の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日</p> <p>(4) 災害救助法が適用された災害の被災地域における前項各号の事項の確認のための調査 60日</p> <p>(5) 前項各号の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日</p> <p>3 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、第1項または前項の期間に算入しないものとします。</p> <p><u>（損害賠償額の請求）</u> 第16条 被害者は、法第3条の規定による保有者の損害賠償責任が発生したときは、法第16条の規定に基づき、当会社に対して損害賠償額の支払を請求することができます。</p> <p><u>（重複契約の場合の免責）</u> 第17条 当会社は、被保険自動車についてこの保険契約の他に責任保険の契約または責任共済の契約が締結されている場合、締結した時がより早い契約の保険期間または共済期間と重複する保険期間において発生した事故に対しては保険</p>	<p>（重複契約の場合の免責） 第16条 当会社は、被保険自動車についてこの保険契約の他に責任保険の契約または責任共済の契約が締結されている場合、締結した時がより早い契約の保険期間または共済期間と重複する保険期間において発生した事故に対しては保険</p>	<p>○調査妨害等があった場合には第1項または第2項の期間に算入しない旨を規定</p> <p>○自賠法第16条に基づく被害者の損害賠償額請求権について明確化</p>

改定案	現 行	備 考
<p>金、損害賠償額および法第17条第1項の規定による仮渡金（以下この条において「仮渡金」といいます。）を支払いません。</p> <p>2 当社は、前項の場合において、損害賠償額の支払または仮渡金の支払（以下この項および第4項において「損害賠償額等の支払」といいます。）の請求に応じて、損害賠償額等の支払をしたときは、当社または被害者がこの保険契約の他に締結した時がより早い契約があることを知っていた場合を除き、その支払をした額の限度において、被害者が損害賠償の責任を有する被保険者に対して有する権利を取得します。</p> <p>3 当社は、被保険自動車についてこの保険契約の他に責任保険の契約または責任共済の契約が締結されている場合において、締結した時が最も早い契約が、この保険契約を含めて2以上あるときは、この保険契約に関し支払うべき保険金、損害賠償額および仮渡金の額をこれらの契約の数で除して得た金額を超える金額については支払いません。</p> <p>4 当社は、前項の場合において、損害賠償額等の支払の請求に応じてその支払をしたときは、当社または被害者がこの保険契約の他に締結した時が最も早い契約があることを知っていた場合を除き、前項の規定により損害賠償額等の支払を免れるべき金額の限度において、被害者が損害賠償の責任を有する被保険者に対して有する権利を取得します。</p> <p>（悪意による損害の免責） <u>第18条</u> 当社は、保険契約者または被保険者の悪意によって発生した損害については、保険金を支払いません。</p> <p>（指定紛争処理機関）</p>	<p>金、損害賠償額および法第17条第1項の規定による仮渡金（以下この条において「仮渡金」といいます。）を支払いません。</p> <p>2 当社は、前項の場合において、損害賠償額の支払または仮渡金の支払（以下この項および第4項において「損害賠償額等の支払」といいます。）の請求に応じて、損害賠償額等の支払をしたときは、当社または被害者がこの保険契約の他に締結した時がより早い契約があることを知っていた場合を除き、その支払をした額の限度において、被害者が損害賠償の責任を有する被保険者に対して有する権利を取得します。</p> <p>3 当社は、被保険自動車についてこの保険契約の他に責任保険の契約または責任共済の契約が締結されている場合において、締結した時が最も早い契約が、この保険契約を含めて2以上あるときは、この保険契約に関し支払うべき保険金、損害賠償額および仮渡金の額をこれらの契約の数で除して得た金額を超える金額については支払いません。</p> <p>4 当社は、前項の場合において、損害賠償額等の支払の請求に応じてその支払をしたときは、当社または被害者がこの保険契約の他に締結した時が最も早い契約があることを知っていた場合を除き、前項の規定により損害賠償額等の支払を免れるべき金額の限度において、被害者が損害賠償の責任を有する被保険者に対して有する権利を取得します。</p> <p>（悪意による損害の免責） <u>第16条の2</u> 当社は、保険契約者または被保険者の悪意によって発生した損害については、保険金を支払いません。</p> <p>（評価人および裁定人ならびに指定紛争処理機関） <u>第17条</u> 当社が支払うべき保険金の額の決定について、当社と被保険者との間で争いが生じた場合は、その争いは、</p>	<p>○紛争が生じた場合の評価人による判断および裁定</p>

改定案	現 行	備 考
<p>第19条 当社が支払うべき保険金または損害賠償額の額の決定について、当社と被保険者または被害者との間で争いが生じた場合は、その当事者のいずれも、法第23条の5に規定する指定紛争処理機関に紛争処理を申請することができるものとします。</p> <p>2 当社は、前項の指定紛争処理機関による紛争処理が行われた場合、その調停を遵守します。ただし、裁判所において、判決、和解または調停等による解決が行われた場合には、この限りではありません。</p> <p>(代位)</p> <p>第20条 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して被保険者に保険金を支払ったときまたは被害者に損害賠償額の支払をしたときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。</p> <p>(1) 当社が損害額の全額を保険金または損害賠償額として支払った場合 被保険者が取得した債権の全額</p> <p>(2) 前号以外の場合 被保険者が取得した債権の額から、保険金または損害賠償額が支払われていない損害額を差し引いた額</p> <p>2 前項第2号の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。</p>	<p>当事者双方が書面によって選定する各1名ずつの評価人の判断に任せます。この場合において、評価人の間で意見が一致しないときは、双方の評価人が選定する一名の裁定人にこれを裁定させます。</p> <p>2 当事者は、自己の選定した評価人の費用（報酬を含みます。）を各自負担し、その他の費用（裁定人に対する報酬を含みます。）は半額ずつこれを負担します。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、当社が支払うべき保険金または損害賠償額の額の決定について、当社と被保険者または被害者との間で争いが生じた場合は、その当事者のいずれも、法第23条の5に規定する指定紛争処理機関に紛争処理を申請することができるものとします。</p> <p>4 当社は、前項の指定紛争処理機関による紛争処理が行われた場合、その調停を遵守します。ただし、裁判所において、判決、和解または調停等による解決が行われた場合には、この限りではありません。</p> <p>(代位)</p> <p>第18条 被保険者が他人に対し損害賠償の請求をすることができる場合において、当社が被保険者に保険金を支払ったときまたは被害者に損害賠償額の支払をしたときは、被保険者の権利を害さない範囲内で、当社は、支払った金額の限度において、被保険者がその者に対して有する権利を取得します。</p>	<p>による裁定に関する規定を削除</p> <p>○保険法第25条において請求権代位について差額説によることが明確化されたことに伴う手当</p>

改定案	現 行	備 考
<p>3 被保険者は、保険金が支払われたときまたは被害者に損害賠償額が支払われたときは、<u>第1項の債権</u>を行使するために必要な一切の書類を当会社に提出しなければなりません。</p> <p>(先取特権) <u>第21条</u> 事故に係る損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する<u>保険金請求権</u>について先取特権を有します。</p> <p>2 <u>保険金請求権は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権を質権の目的とし、または当該損害賠償請求権に関して差し押さえる場合を除いて、保険金請求権を差し押さえることはできません。ただし、被保険者が損害賠償金を被害者に支払った場合を除きます。</u></p> <p>(証明書等の再交付) <u>第22条</u> 当会社は、証明書または保険標章を次の各号のいずれかに該当する場合に、保険契約者に再交付します。ただし、保険標章の再交付を受ける場合には、保険契約者は証明書を提示しなければなりません。</p> <p>(1) 損傷または識別困難となった証明書または保険標章の提出があった場合 (2) 盗難、焼失、滅失等により証明書または保険標章を提出することができないときは、これを証する書類の提出があった場合</p> <p>(準拠法) <u>第23条</u> この約款に定めていない事項については、日本国の法令によります。</p>	<p>2 被保険者は、保険金が支払われたときまたは被害者に損害賠償額が支払われたときは、<u>前項の権利</u>を行使するために必要な一切の書類を当会社に提出しなければなりません。</p> <p>(証明書等の再交付) <u>第19条</u> 当会社は、証明書または保険標章を次の各号のいずれかに該当する場合に、保険契約者に再交付します。ただし、保険標章の再交付を受ける場合には、保険契約者は証明書を提示しなければなりません。</p> <p>(1) 損傷または識別困難となった証明書または保険標章の提出があった場合 (2) 盗難、焼失、滅失等により証明書または保険標章を提出することができないときは、これを証する書類の提出があった場合</p> <p>(準拠法) <u>第20条</u> この約款に定めていない事項については、日本国の法令によります。</p> <p>附則 この約款の適用にあたっては、平成14年4月1日以降平</p>	<p>○保険法第22条の新設に伴い、先取特権について明確化</p> <p>○保険料等充当交付金の交付が平成20年3月31日</p>

改定案	現 行	備 考
	<p>成20年3月31日以前に保険期間の始期を有する保険契約の保険料については、<u>法附則第7項に規定する保険料等充当交付金の額を控除した金額を保険料の全額とみなします。</u></p>	<p>始期の保険契約をもって終了したことに伴い附則を削除</p>

以 上